

II 「白井市補助金のあり方の基本方針」に基づく検証結果と対応

1 検証の目的

市が交付している補助金について、全庁的に統一した基準に基づく内容とすることで、補助金を適正に執行するため。

2 対象

令和5年度以降も継続する予定の60補助金

- ・ 前回見直し結果が適正であった 40 補助金
- ・ I の結果が適正であった 9 補助金
- ・ 前回見直し後に制定・新たに見直し対象とした 11 補助金

3 方法

対象の補助金を所管する各担当課（12課）が作成した補助金検証シートについて、「白井市補助金のあり方の基本方針」で定める補助金の適正化の基本的視点（以下、「基本的視点」）及び補助金の交付基準（以下、「交付基準」）を書面で検証

次の交付基準で定める内容と補助金の内容が異なる補助金（8課・46補助金）については、ヒアリングを実施

- ・ 補助額（率）（補助額が定額以外のもの）
- ・ 再補助の取扱い
- ・ 多額の繰越金が発生している団体の取扱い
- ・ 業務委託への転換
- ・ 市が事務局を担っている団体の取扱い

4 検証結果と対応【付議事項】

(1) 検証結果

① 基本的視点に基づく検証

全ての補助金が基本的視点と合致しているため、問題となる補助金なし。

② 交付基準に基づく検証

各交付基準で定める内容とは異なる補助金はあったが、ヒアリングの結果、補助金の交付目的や費用対効果の観点から、現時点で問題となる補助金なし。

➡①・②の結果、全ての補助金が全庁的に統一されていることから、令和4年度中に廃止・見直しすべき補助金なし

(2) 対応①（補助要綱）

- ・ 対象の補助金の期限を全て5年間延長し、「令和10年3月31日」とする。
- ・ 財政課が、補助金を所管する各課に対し、補助金の終期の延長を通知し、各課が通知をもとに補助金の期限の改正を行った上で、財政課が市HPで公表する。
※財政課の指示に基づいて実施するものであるため、補助金の改正については、財政課合議を不要とし、改正後の要綱データを財政課に送付する。

(3) 対応②（次回の補助金見直しまでに検討する事項について）

ヒアリングの結果、現時点では問題ないが、今後の課題や現在取り組んでいる各課の取組みを受けて、次回の補助金の見直しまでの5年間で、検討していくべき事項があることが判明したことから、「次回の補助金の見直しまでの検討する事項」として決定することで、今後の補助金の見直しを進める。

次回の補助金の見直しまでに検討する事項を定める補助金は、21補助金（60補助金中）で、詳細は、「**資料2** 次回の補助金の見直しまでに検討する事項一覧」を参照